



男女共同参画プランって…ご存知ですか？

男女共同参画社会とは

わが国では、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されています。それによると、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第二条より）とされています。

昭島市の男女共同参画社会の実現をめざして

昭島市は、2003年に「男女共同参画都市」を宣言しています。しかし、いまだ社会には固定的な役割分担意識や慣行が残っており、多くの課題が残されています。豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらずだれもがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

昭島市では、さらに2011年、「昭島市男女共同参画プラン」が10カ年計画で策定され、施策の推進に努めています。このプランは、昭島市男女共同参画プラン審議会からの答申をふまえるとともに、市民意見交換会、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞いて策定されています。

人権の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが、安全で健康に暮らせる生活の確保が必要です。男女が互いに個人として尊重し合い、いかなる差別もされず一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

男女平等の意識形成

男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重し合える意識の醸成を図ります。学校教育や生涯学習の場などあらゆる場において学習機会を提供し、「社会的・文化的に形成された性別意識に基づく制度や慣行」にとられない男女平等の意識を育てていく社会を作っていきます。

昭島市男女共同参画プラン 基本理念4つの柱

男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり

男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、家庭、職場、地域等あらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮し、ともに自立し責任を分かち合える力をつけることが大切です。男女が対等な協力関係を築き、一人ひとりが仕事、家庭生活、地域活動等のさまざまな分野において、調和のとれた生き方を送ることができる社会をめざします。

市民と行政との協働

男女共同参画社会づくりのため、国内外の動向を踏まえながら、市民と行政が問題を共有し連携を図り、それぞれの役割と責任を果たしながら協働することで、男女がともに参画できる地域づくりを進めていきます。

参考資料：「昭島市男女共同参画プラン ダイジェスト版」